

日時・場所	令和元年5月7日(火) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川政策調整部政策監、小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、野崎都市建設部長、遠藤環境経済部長、川端会計管理者、杉本教育部長、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・10日間の長い休みが終わったが、職員が生活と仕事のバランスとリズムを取り戻せるよう、各部長は全体の見守りをお願いする。一般的には休みの方が価値が高いという認識だが、仕事をしたい、使命を果たしたいという気持ちもまた当たり前のことである。今年度もまだ始まったばかりであり、もう一度リズムを戻しながら仕事に取り組んでもらいたい。
- ・色々な仕事を進めていく中で、目の前の仕事を片付ける事はもちろん大事だが、そればかりに目が行くくと次に控えている他の課題が疎かになってしまう。次に待っている人や課題があるということを入りながら仕事に取り組むこと。

2. 議題

① 令和2年度国・県要望に係る要望事項調書の作成について

令和2年度の国・県の施策ならびに予算編成に対する本市の重点要望活動等を実施するので、各所属部の要望事項を5月29日(水)までに取りまとめ頂きたい。昨年度のものを参考に、期限までに所定のフォルダに保存願う。7月下旬から8月上旬に知事、副知事、各部長へ要望を実施する予定である。

② 野洲市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

地方税法第404条第1項は、固定資産を適正に評価し、市長が行う評価の決定を補助するため、固定資産評価員を設置すると規定していることから、固定資産税の課税決定主管課である本市税務課長の北村達夫を、固定資産評価員として選任したく、議会の同意を求めるものである。

→前の課長の解任はしなくても良いのか。

→異動がある度にこの手続きを行っているものだが、調整する。

→解任に対する議会の同意は不要なため、提案理由の中で前任者〇〇より新たに〇〇を選任する旨の説明をする。

③ 平成30年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

平成30年度野洲市水道事業会計予算の繰越について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものである。

他市において、塗料に含まれる揮発性有害物質による異臭事故が発生したことから、安全性を保つための乾燥養生期間を確保するため、「田中山低区配水池改修工事」及び「田中山低区配水池改修工事現場監理業務委託」、合計267,114,000円の繰越を行う。

塗装と乾燥養生は既に完了し、現在は水張り試験中であり、5月27日(月)から供用開始予定である。

→当初は異臭は発生しないという判断と設計から、養生期間を取らずに年度内に完了する予定だったのか。

→当初は1ヶ月としていた養生期間を、神戸市で昨年12月に発生した異臭事故を受けて、安全性や冬期であることを考慮して2ヶ月としたものである。

→それならば、異臭が発生する可能性があるのは工法の問題というよりは、当初の工期設定に問題があったのではないのか。

→結果的にはそうなる。

→説明の修正をされたい。

3. その他伝達事項

なし

4. 次回部長会議の予定

5月13日(月) 8時45分～ 庁議室